

## 著作物をリポジトリから公開する場合の留意事項 (v1.0)

本稿は、岡山大学の研究者の方が作成された研究論文、博士学位論文、学術図書等の著作物を「岡山大学学術成果リポジトリ」(以下「リポジトリ」という)に登録し、公開していただく際に、著作権法や個人情報保護法等との関係から留意していただくことが必要な事項を解説したものです。登録される前に、以下の事項の確認をお願いいたします。

なお、この稿では、一般的な留意事項を書いています。専門分野によって慣行が違う場合がありますことを、あらかじめご了解ください。

## 1. 出版社等に公開可能かどうかの確認がとれているか

リポジトリから公開しようとする著作物が、出版社や学会(以下「出版社等」という)から出版されたものである場合、通常、著作権は出版社や学会に譲渡されていますので、基本的に出版社等の許諾を得ていただく必要があります。

しかし現在、多くの出版社等では、ポリシーとして、一定の条件を満たす場合は、手続き無しに所属機関のリポジトリや著者自身のサイトから公開することを認めています。また、学位論文の場合では、より多くの出版社が公開を認めるなど、通常とは違うポリシーが適用されている場合があります。次のいずれかの方法で、出版社のポリシーをご確認ください。

## 1) 出版社の規程等を確認する

次の書類に記載されている場合がありますので、ご確認ください。

## ① 著作権を譲渡する書類

投稿の際に出版社等に提出された書類一式の控えをご確認ください。

## ② 投稿規定

学術雑誌や出版社等の Web サイトに掲載されている投稿規定をご確認ください。

## 2) 著作権ポリシー情報データベースを調べる

次の Web サイトは、出版社の著作権ポリシー情報を収集したデータベースです。該当の出版社等を検索していただき、内容をご確認ください。

① 海外版 SHERPA/RoMEO <http://www.sherpa.ac.uk/romeo/index.php>② 日本版 SCPJ <http://scpj.tulips.tsukuba.ac.jp/>

## 3) 出版社に直接問い合わせる

前項のいずれでも確認できなかった場合は、直接、出版社等に問い合わせることになります。後日にトラブルが発生することを避けるため、問い合わせに際しては、次の点にご留意ください。

## ① 書面で問い合わせる

問い合わせは、電話ではなく、書面やメールで行い、回答も文書でいただくようにしてください。問い合わせ書類には、特に定まった書式はありません。

## ② 回答を保管する

出版社等からの回答書類は、保管しておいてください。

また、リポジトリに登録される際には、回答の写しを図書館にご送付くださいます

ようお願いします。(リポジトリからの公開に条件が付されている場合、図書館での作業に配慮が必要なケースがあります。)

※ これらの確認作業は、図書館が代行することも可能ですので、希望される場合はご連絡ください。

※ なお、出版社等が課する条件としては、次のものが一般的です。

- ① リポジトリから公開しようとしている著作物が、出版社等が編集発行した版ではなく、著者が投稿した原稿であること。
- ② 出版社等が該当著作物を出版した後であること。(出版社によっては、出版後に一定の期間が経過していることが求められる場合もあります。)

## 2. すべての共著者の許諾が取れているか

共著論文をリポジトリから公開する場合、すべての共著者の同意が必要です。著作者の方から、関係するすべての共著者にご確認ください。この場合、一般的な転載の許諾ではなく、インターネットで公開するという特殊な権利(公衆送信権)に関する許諾を得る必要があることにご注意ください。

前項の出版社等へ問い合わせる場合と同様に、許諾は文書で得ておくのが原則ですが、適宜ご判断いただき、より簡便な方法を探っていただいてもかまいません。

※ なお、ここでいう共著者は、ひとつの論文を協働して執筆している場合をいいます。部分ごとの著者が明瞭に区分されている場合は、自身がひとりで執筆した部分のみの公開について、他の部分を執筆した著者の許諾を得る必要はありません。

## 3. 他人の著作物の引用は適切か

他人の著作物を自分の著作物に利用することは、「公正な慣行に合致し、かつ、正当な範囲」であれば、「引用」として、著作権者に断ることなく自由に行うことができます。(著作権法第 32 条)。適法な引用であるための主な条件は以下のとおりです。適切に引用が行われているかどうかをご確認ください。

- ① 引用しようとしている文献が、公表された著作物であること
- ② 自分の著作物が「主」で、他人の著作物が「従」となっていること
- ③ 著作者の著作物の中で、自分が著作した部分と、引用しようとしている他の人が著作した部分が、明瞭に区分されていること
- ④ 出所(出典)を明示すること(著作権法第 48 条)
- ⑤ 原則として、原形を保持していること(著作権法第 20 条)
- ⑥ 原著者の名誉や声望を害したり、原著者の意図に反した方法で使用をしないこと(著作権法第 113 条)

たとえば、②については、自分が著作した部分より引用しようとしている著作物から転記した部分の方が量的に多い場合、あるいは連続して数ページにも渡って転記している場合などが抵触することになります。③～⑤は、引用の基本作法です。

著作者が死後 50 年経過している場合は、著作者の著作権は消滅していますので、許諾を得る必要はありません。また、国や自治体の広報資料からの引用は、大幅に認められていますのでご注意ください。(著作権法第 32 条 2 項)

上記の条件に沿わない方法で引用する場合は、著作者に許諾を得る必要があります。出版社等へ問い合わせる場合と同様に、書面で許諾を採ってください。

自分自身の著作物を新たな著作物で使用する場合でも、引用しようとしている著作物の著作権が出版社にある場合は許諾が必要になる場合がありますので注意が必要です。

#### 4. データ・資料等は、使用する権利があるものか

データや資料の所有権が問題となる場合があります。前任地でのデータを使用するとき、共同研究者との共有データを1人で使おうとするとき、研究資料を負担した企業や助成機関がデータの所有権を有しているときなどが該当します。このような場合は、それらを用いた研究成果を、インターネットで無償公開してよいかどうか、所有者に確認することが必要です。該当するものがあるかどうかをご確認ください。

#### 5. 研究対象者のプライバシーは保護されているか

対象者が研究対象となることを了解していることはもちろんですが、論文中に、個人が特定できるような記述、データ、写真などがある場合、対象者が公表方法に同意しているケースを除き、公開して良いかどうか注意が必要です。次のすべての条件に該当する場合は、公開すべきではありません。(東京地裁判決 S39.9.28 による) 該当するものがあるかどうかをご確認ください。

- ① 私生活に関する内容である場合
- ② 一般常識としてだれも公開を望まない、公開されると不快に思う内容である場合
- ③ まだ公開されていない内容である場合

上記のような問題のある情報を含む論文を公開する場合は、該当箇所をマスキングするなど十分な配慮と措置をしておく必要があります。マスキングをしても、前後から該当の情報が推定できてしまうのでは適切とは言えませんので注意してください。

#### 6. 研究成果に関する法律や規則を遵守しているか

研究にあたっては関連する法律や規則を遵守しなければなりません。たとえば、装置や薬品等を使った実験なら関係する取扱規則・要領等を守る必要があります。路上で調査をすれば道路交通法を遵守する必要があります。もし守っていないのであれば、インターネットで不法行為を宣伝することになります。国際的な共同研究では、外国の法律に従う必要もあります。該当するものがあるかどうかをご確認ください。